保護者の皆様

旭川市立東五条小学校 校長 三 浦 一 路

## 新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について

春陽の候、保護者の皆様におかれましては、日頃より、本校教育活動にご理解とご協力 をいただき,誠にありがとうございます。

旭川市教育委員会から『新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等につ いてについて』(3月22日(水))の通知があり、本校としましても、「児童生徒及び教 職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とする」 という考え方を踏まえ、次の感染症対策を行いながら、児童の安心・安全を第一に考えた 教育活動を推進してまいります。

つきましては、4月1日(土)より、国の「学校における新型コロナウイルス感染症に 関する衛生管理マニュアルVer.9~「学校の新しい生活様式」~」等に基づき,本校とし て次のような対応をいたしますので、本校の教育活動等へのご理解とご協力をよろしくお 願いいたします。

なお、内容等の変更の際には、改めてお知らせいたします。

- 1 感染予防対策と出席停止等の取扱いについて
- (1) 感染症予防対策について
  - ①登校前の健康チェック (検温,健康チェック:体調が優れない,だるさがある等) については、継続してお願いいたします。
  - ②学校では引き続き次のことに取り組みます。
  - ・常時換気に努めますが、難しい場合には、休み時間毎に窓を全開にします。
  - ・手洗いの徹底と手指消毒。
    - (手洗いの6つのタイミング:外から教室へ入るとき、咳やくしゃみ・鼻をかんだとき、給食の前後、清掃の後、トイレの後、共有のものを触ったとき)
  - 身体的な距離(ソーシャル・ディスタンス)の確保。
  - ※免疫力を高めるためには、「十分な睡眠」、「適度な運動」、「バランスの取れた食事」 が大切となります。ご協力をお願いいたします。
- (2) 出席停止等の取扱いについて
  - ①登校前の健康チェックにおいて、微熱、体調の優れない場合は自宅等で休養するよ うお願いいたします。その場合、出席停止として扱います。
  - ②児童本人や同居家族が、新型コロナウイルス感染症に感染した、濃厚接触者に特定 された、PCR検査等を受けることになった場合は、学校まで必ず連絡をお願いい たします。(学校:電話 26-0295)
  - ③ 児童本人がワクチンの接種(任意)を受けるために欠席(遅刻・早退)する場合や 副反応により発熱など一般的な風邪症状が出て欠席する場合、出席停止として扱い ます。
- 日常の教育活動について
- (1) 各教科・領域での学習について

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する管理衛生マニュアルVer.9」に 基づき、教育活動を行いますが、次のとおり、特にリスクの高い教育活動については、 気候上可能な限り、教室の換気を十分に確保した上で、少人数のグループで実施したり、 大声での会話は控えたりするなど工夫して行います。

- ・各教科等共通する活動として,「児童生徒が対面形式となるグループワーク等」や 「一斉に大きな声で話す活動」
- ・理科における「児童生徒がグループで行う実験や観察」
- ・音楽における「児童生徒が行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏」
- ・図画工作,美術における,「児童生徒が行う共同制作等の表現や鑑賞の活動」

- ・家庭、技術・家庭における、「児童生徒がグループで行う調理実習」
- ・体育、保健体育における、「組み合ったり接触したりする運動」
- (2) 給食について
  - ・引き続き、食事の前後の手洗いを徹底するとともに、会食に当たっては、飛沫を飛ばさないように注意すること。
  - ・その上で、適切な換気を確保するとともに、大声での会話は控える、机を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には対面の児童生徒の間に一定の距離 (1 m程度)を確保する等の措置を講じることにより、「黙食」は必要ないこと。
  - ・配食を行う児童生徒及び教職員の体調管理,衛生的な服装,手指の洗浄等について,これまで通り点検して実施します。
  - ・低学年については可能な限り教職員の人員を確保して配食にあたります。
- (3) 清掃活動について
  - ・換気のよい状況で行います。
- (4) 休み時間
  - 活動が密にならないよう指導します。
- (5) 登下校について
  - ・玄関先で児童が密集することのないよう工夫します。
- (6) オンライン学習について
  - ・学級閉鎖等により、やむを得ず学校に登校できない場合、家庭学習のためにタブレット端末等の貸出しができます。
  - ・貸出しを希望される場合は、学校まで連絡をお願いいたします。
- 3 学校行事等について
- (1) 入学式・卒業式・始業式・終業式等
  - ・地域の感染症数を踏まえ、感染症対策を実施した上で行います。
  - ・国歌・校歌等の斉唱や合唱時、いわゆる「呼びかけ」を実施するときなどには、十分な距離を確保します。
  - ・来賓や保護者等の参加人数の制限は行いません。
- (2) 修学旅行・宿泊研修・遠足等
  - ・地域の感染症数を踏まえ、これまで通りの感染症対策を実施した上で行います。
  - ・一般社団法人日本旅行業協会等が作成した「旅行関連業における新型コロナウイル ス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」等を参考にしつつ、旅行事業 者等と連携して行います。

## 4 少年団活動について

- ・少年団活動の実施の有無については、各団体代表者の判断となります。なお、学校 からは、各団体に対し、活動の実施の有無について慎重なご判断をしていただくよ うお願いしております。
- \*ご不明な点がありましたら、教頭 (26-0295) までご連絡ください。